

瀬戸市のぞみ学園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月19日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第33号

瀬戸市のぞみ学園管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市のぞみ学園管理規則（昭和51年瀬戸市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業の細目) 第2条 条例第2条に規定する福祉型児童発達支援センターが行う事業の細目は、次の各号に掲げる事業とする。 (1)及び(2) <省略> <u>(3) 保育所等訪問支援事業 法第6条の2の2 第5項に規定する保育所等訪問支援に関する事業をいう。</u> (4) <省略>	(事業の細目) 第2条 条例第2条に規定する福祉型児童発達支援センターが行う事業の細目は、次の各号に掲げる事業とする。 (1)及び(2) <省略> (3) <省略>

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。